

(案)

平成27年度 京都市地域コミュニティ活性化推進事業計画

【概要】

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づいて策定した「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」において、年度ごとに、具体的な推進施策についての事業計画を策定し、取組を進めることとしています。

この事業計画は、平成27年度に京都市が取り組む、地域コミュニティの活性化の推進に関する事業を取りまとめたものです。

京都市

1 推進計画に掲げる具体的な方針

「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」では、上位計画である「はばたけ未来へ！京プランに掲げた5つの「みんなでめざす10年後の姿」を実現することを目標としており、その5つの目標ごとに具体的な方針を定め、その方針に基づいて施策を推進することとしています。

方針1 「だれもが気軽に参加できる居場所があり、安心してくらすことができています」

姿の実現を目指して

- ① くらししていくうえで気軽に集え、井戸端会議ができるような居場所があると、ふれあい、話し合う機会が増え、地域の中の「他人」が「他人」ではなくなり、くらしの質も豊かになります。そんな**気軽に交流できる居場所があるまちづくりを進めます。**
- ② 地域にくらす人々の絆が深まり、お互いが少しずつ気を配り合えば、例えば、一人ぐらしのお年寄りなど配慮が必要な方の見守りや、子どもたちの遊びや通学も安心が増します。**地域で見守り、支え合えるまちづくりを進めます。**
- ③ 万が一災害が起こったとき、行政にできることには限界があります。やはり頼りになるのは地域の事業者も含めたご近所の助け合い。市の防災計画の見直しも踏まえ、**地域の防災力を高めるまちづくりを進めます。**

方針2 「地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができています」姿の実現

を目指して

- ① 自治会・町内会などの地域の活動に、多くの住民が参加すれば、地域の自治力・自立力が高まり、よりくらしやすいまちにしていくことができます。共同住宅にお住まいの方や単身者の方なども含め、**地域の活動に、より多くの住民が積極的に参加できる、みんなが主役のまちづくりを進めます。**
- ② 子育てや福祉など、さまざまな目的で思いを同じくするなかまが集まり、活動を始めれば、くらしの中の課題を、自分たちの力で解決することにもつながります。そんなくらしの質を向上させる、**さまざまな活動が始まるまちづくりを進めます。**
- ③ 地域の未来の担い手を育てるためには、子どものときから地域になじみ、学ぶことが大切です。幼稚園、保育所、小・中学校などと連携し、**地域みんなで子どもを共に育むまちづくりを進めます。**

方針3 「自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる」姿の実現を目指して

- ① 地域の良いところ、足りないところをみんなが知ることが、愛着を持てるまちづくりへの第一歩。みんなが自分たちの地域に気付き、良いところを伸ばし、足りないところを補うために行動を始める、**自ら気付き、行動するまちづくりを進めます。**
- ② 地域のみinnでより良いまちづくりをしていくためには、他の地域の活動事例を知り、お手本にすることも効果的。そういった情報をわかりやすく提供していくなど、**より良い地域の実現に向けて知恵が共有されるまちづくりを進めます。**

方針4 「地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している」姿の実現を目

指して

- ① まちづくりは、自治会・町内会などによる、日頃からの地域での自主的な活動を基盤に、学区自治連合会等の地域自治を担う住民組織と行政が共に連携して取り組むことが大切です。そのために、自治会・町内会などの実情の把握や、京都市の施策等のわかりやすい提供に努め、**お互いの顔が見えるまちづくりを進めます。**
- ② 自治会・町内会などの活動上の悩みごとは、相談先が見つかりにくいもの。地域コミュニティの活性化に係るさまざまな相談に対し、共に考え、必要な情報提供や助言をできるような体制を整備するなど、**地域と行政が共に歩むまちづくりを進めます。**

方針5 「さまざまな分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している」

姿の実現を目指して

- ① 地域を良くするために、それぞれの目的に応じて活動する団体が、地域の中に複数あります。快適でくらしやすい地域をつくる共通の目的のもとに、**地域のさまざまな団体や事業者などが連携し、行動するまちづくりを進めます。**
- ② 地域の中の課題について、考えたり、活動したりしている団体や個人は、地域の中だけにあるものではありません。地域をよりくらしやすくするための活動に、市民活動団体や大学等の研究・教育機関などが手を携え、共に取り組むことができる、**つながりが広がるまちづくりを進めます。**

2 事業一覧

各局，区役所・支所が実施する地域コミュニティに関する事業の一覧です。各事業が，「1 推進計画に掲げる具体的な方針」のどの方針に関連するかについては，項目欄に数字で示しています。

| 項目 | 取組名 | 概要 | 局・区 | 新規・継続 | 充実した内容 | |
|----|-----|----------------------|---|-----------|--------|---|
| 1 | ① | 既存の市有施設を活用した活動の場づくり | 小学校の余裕教室や市営住宅の住戸など，市が所有する施設を有効に活用し，地域における活動の場として利用できるよう検討する。 | 各局，区役所・支所 | | |
| 1 | ① | 民間施設の活動の場としての提供の呼び掛け | 商店街の空き店舗や事業所の空きスペースなど，民間で所有している施設のうち，自治会・町内会等の活動の場として提供できるものがないか，所有者への呼び掛けを行う。また，既に地域活動の場として提供されている施設等の情報を収集し，発信していく。 | 各局，区役所・支所 | | |
| 2 | ① | 真のワーク・ライフ・バランス推進事業 | 「地域社会への貢献」や「健康で文化的な生活の実現」をも含めた真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を検討し，オール京都市役所の体制で実施する。 | 各局，区役所・支所 | 充実 | ・「真のワーク・ライフ・バランス」に関する市民及び企業を対象とした意識調査を実施する。 ・FM ラジオや地下鉄広告等の媒体を利用し，啓発を行う。 |
| 5 | ② | 行政内の更なる連携 | 地域コミュニティ活性化策の推進にあたって，関連する施策の融合による相乗効果を発揮させるため，庁内連絡会議を設置するなど，行政内の更なる連携を図る。 | 各局，区役所・支所 | | |
| 2 | ② | 友・遊・美化パスポート事業 | 観光地や繁華街を散策しながら清掃活動を行う「友・遊・美化パスポート」事業を年間25回程度実施。参加者には，「美化パスポート」を配布し，スタンプ10個ごとに記念品等の贈呈を行っている。 | 環境政策局 | | |
| 2 | ② | 使用済てんぷら油回収助成事業 | 使用済てんぷら油回収を行う地域団体等への助成金の交付 | 環境政策局 | | |
| 2 | ② | コミュニティ回収助成事業 | 古紙等の集団回収を実施する団体への助成金の交付 | 環境政策局 | 充実 | 登録団体3,000団体を目標とし，参加世帯数や回収量を拡大する。 |
| 2 | ② | 落ち葉等のたい肥化等の活動支援事業 | 落ち葉等のたい肥化活動を実施する団体への助成金の交付 | 環境政策局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|-------------------------------|--|-------|----|--|
| 2 | ② | 生ごみコミュニティ堆肥化 | 装置を用い、周辺地域におけるコミュニティ単位での生ごみの堆肥化に取り組む。 | 環境政策局 | 充実 | 既存の7地域に加えて、集合住宅1箇所での事業を予定している。各地域においては、周知・啓発を強化し、回収量の拡大に努める。 |
| 3 | ① | 「エコ学区」事業 | 市民の皆様の自主性や多様性を尊重しつつ、学区自らの「エコ学区宣言」を契機に、さらに環境への意識を高めていただき、学区でのエコな取組が拡充するよう支援することにより、地域ぐるみでの環境にやさしいライフスタイルへの転換及び地域力の向上を図る。 | 環境政策局 | | |
| 3 | ① | DO YOU KYOTO?クレジット制度 | 地域団体や商店街等のコミュニティが省エネ活動等で削減したCO2排出量を、取引可能なクレジットとして本市が認証し、市内イベントの主催者等が、これをカーボン・オフセットに活用する。排出削減実施者には、クレジット認証量に応じた創出奨励金を交付する。 | 環境政策局 | | |
| 3 | ① | 地域ごみ減量推進会議の活動支援 | 学区を基本単位に、自主的に組織され、地域でのごみ減量活動の核となる「地域ごみ減量推進会議」への活動助成金の交付 | 環境政策局 | | |
| 3 | ① | 地域の一斉清掃に対する支援 | 地域主体の一斉清掃に対し、「京都市まちの美化実践活動助成要綱」に基づく申請により、清掃用具の給付又は貸与、回収ごみの収集等の支援を実施している。 | 環境政策局 | | |
| 3 | ① | 市民協働発電制度地域コミュニティ版支援コーディネーター制度 | 地域のコミュニティ組織(※)が主体となり、地域に太陽光発電や小水力発電など再生可能エネルギー利用設備を設置しようとする意欲的な取組(市民協働発電制度地域コミュニティ版)を支援するため、地域住民の合意形成をはじめ、再生可能エネルギーを活用した発電事業に関する調査や事業化の検討等を行うコーディネーターを派遣する。 ※地域の町内会、自治会や商店街、マンション管理組合等(個人、個人事業者を除く) | 環境政策局 | 充実 | 市民協働発電制度地域コミュニティ版に対する支援を継続して実施する。 |

| | | | | | | |
|---|---|----------------------------------|---|-------------------------------|----|--|
| 1 | ③ | 京都市総合防災訓練 | 年に1回京都市内に大規模な地震が発生したことを想定し、市民や防災関係機関が参加した総合的な防災訓練（避難、消火、救出・救護、ライフライン復旧訓練等）を実施する。 | 行財政局 | 充実 | ・山科区の特性を生かし、大津市と連携した訓練等を実施する。 |
| 1 | ③ | 観光客等帰宅困難者対策 | 地震等の災害が発生し、交通機関の運行が途絶した場合に、観光客等の適切な避難行動及び安全確保を支援するための災害情報を提供する。 | 行財政局 産業観光局 都市計画局 消防局 | 充実 | ・嵯峨・嵐山地域における帰宅困難者対策訓練を実施する。 ・緊急避難先として新規に指定した施設に対して資機材を配備する。 |
| 1 | ③ | 京都市避難所運営マニュアルの作成 | 防災危機管理室が区役所と連携し、避難所運営マニュアル雛形及び手引書を作成する。このマニュアルをもとに地域の計画を作成し、発災時には、地域住民が相互に協力する中で「地域力」を発揮され、住民全体の避難所運営が行えるようにする。 | 行財政局 | 充実 | ・策定したマニュアルに基づく運営訓練を実施する。 ・訓練結果を反映した避難所運営マニュアルの見直しを行う。 |
| 1 | ③ | 京都市原子力防災訓練 | 大飯原発から32.5km圏内に含まれる左京区及び右京区の一部の地域、いわゆるUPZ（※）の地域において、当該地域で作成する避難マニュアルを基に、毎年、原子力災害を想定した避難指示の情報伝達及び避難の訓練を実施する。 ①連絡網による情報伝達 ②避難時集合場所への参集（要配慮者の支援、車の乗合い） ③集合場所での汚染検査や健康調査の体験 など ※UPZ：原子力災害に備えて重点的に防護措置を講じておく地域 | 行財政局、 左京区役所、 右京区役所 | 充実 | ・区役所や出張所を中心とした体制による避難者の汚染検査や避難所への移送など、より実効性のある訓練内容としていく。 |
| 3 | ① | 市立芸術大学移転整備構想の策定及び西京区・洛西地域の活性化の取組 | 市立芸術大学の崇仁地域への移転を契機とし、現在地である西京区の活性化を検討するため、「西京区・洛西地域の新たな活性化懇談会」等の運営を行う。 | 行財政局 西京区役所洛西支所 | | |
| 1 | ① | 留学生が活躍するまちづくりの推進 | 1人でも多くの留学生に学んでいたため、海外での誘致活動から、留学中における各種交流事業での市民との交流の促進、快適に暮らすための支援等総合的な留学生施策を実施する。 | 総合企画局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|------------------------|---|-------|----|---|
| 3 | ① | 市民参加・協働促進啓発事業 | ラジオ放送等のメディアを活用してNPO等市民活動団体の活動内容の紹介や寄付を呼び掛けるなど、市民が今すぐにも取り組める市民参加の情報発信と機会の提供に取り組むことで、参加と協働による市民の主体的なまちづくりを更に推進する。 | 総合企画局 | | |
| 4 | ① | 市政出前トーク | 職員が、市民の身近な場所に直接出向いて市政についての説明を行い、市民の市政に関する理解を深めていただくとともに、これからのまちづくりについてともに考えるきっかけを作る。 | 総合企画局 | | |
| 5 | ② | 「未来まちづくり100人委員会」の運営 | 市民自らの発想による京都のまちづくり全体に関するテーマを、多様な観点から議論し、提言するだけでなく、自ら実践、行動する「未来まちづくり100人委員会」を運営する。 | 総合企画局 | | |
| 5 | ① | 官民地域連携による岡崎地域の魅力づくりの推進 | 地域の施設や団体、事業者等で構成される官民地域連携のエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に、優れた地域資源を活かした魅力創出事業や総合的な情報発信などに取り組み、岡崎地域活性化ビジョンの推進を図る。 | 総合企画局 | 充実 | 京都岡崎にゆかりのある市電の車両を活用し、岡崎エリアの文化・観光資源やイベント・催し情報の総合案内・情報発信を行う。 |
| 5 | ① | 京都駅西部エリアの活性化の推進 | 梅小路公園をはじめ多彩な地域資源が集積する京都駅西部エリアの活性化に向け、平成26年度に策定する将来構想に基づき、エリア内の施設・団体、事業者、行政等、多様な地域主体が連携して本エリアのまちづくりを推進するためのエリアマネジメント組織を設立し、本市のみならず、民間事業者の人財、資金、ノウハウ等も活用した活性化事業を推進する。 | 総合企画局 | 充実 | エリアマネジメント組織の設立、同組織を中心とした各種活性化事業を推進する。 |
| 5 | ② | 輝く学生応援プロジェクトの推進 | キャンパスプラザ京都1階の学生Place+を拠点に、京都のまちの活性化や社会貢献活動に取り組む学生の活動を、活動場所の提供や、専門職員による助言などで総合的に支援している。 支援の一つとして、地域の行事と学生のサークル活動とをコーディネートする「むすぶネット」や、学生とボランティア活動とをコーディネートする「学生ボランティアチャレンジ」を実施し、学生と地域との交流を図るとともに、活動を通じた学生の成長を支援する。 | 総合企画局 | 充実 | 「学生ボランティアチャレンジ」の募集回数を増加し、学生が社会的な課題に触れる機会を創出するとともに、活動を通じた学生の成長を支援する。 |

| | | | | | | |
|---|---|---------------------------------|---|----------------------------|--|--|
| 5 | ② | 学まちコラボ事業の推進 | 大学の人材育成，地域の課題解決や活性化を図ることを目的として，大学と地域が連携して行う取組に支援金を交付する。 | 総合企画局 | | |
| 1 | ① | 地域における多文化交流の推進 | 自治会・町内会等と，言葉や文化・習慣等が異なる外国籍の方との交流を支援し，外国籍の方が地域の一員としてともにまちづくりに参加できる多文化交流を推進する。 | 総合企画局， 文化市民局， 区役所・支所 | | |
| 1 | ① | 集会所の新築，修繕等の支援 | 自治会・町内会等が行う集会所の新築，修繕等に要する経費の一部を補助する。 | 文化市民局， 区役所・支所 | | |
| 1 | ① | 市民活動センターなどの利用促進 | 身近な活動拠点として，だれでもが気軽に利用できる市民活動総合センター，いきいき市民活動センター，青少年活動センター，福祉ボランティアセンターなどの利用促進に努める。 | 文化市民局， 保健福祉局 | | |
| 1 | ① | 青少年活動センターにおけるスポーツ・レクリエーション活動の推進 | 青少年ボランティアが地域の小学生を対象に，自主的に企画・運営するスポーツプログラム「しもせいチャレンジキッズ」など，スポーツやレクリエーションを楽しみながら，人とのふれあいや学びの機会を得るための事業を実施している。 | 文化市民局 | | |
| 1 | ① | 青少年活動センターにおける世代間・異年齢間の交流の推進 | 青少年ボランティアが喫茶の運営を通じて，大学生年代や，近隣の中高生等と交流を図る「ロビー喫茶」や，地域の多世代，多様な文化をもつ人が集い，互いの文化や情報を交換できる機会を提供する「つながりカフェ」など，世代間・異年齢間の交流の推進を図るため，地域の大人や青少年が交流できる機会を提供している。 | 文化市民局 | | |
| 1 | ① | 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり | 将来の飛躍する可能性を秘めた若手芸術家等が，京都のまちで学び，京都のまちで大きく育つことができるよう，既存の町家や倉庫，公的住宅，小学校跡地施設や公共空間等を利用した居住・制作・発表の場づくりを進める。そして，そのエネルギーをまちの活力につなげる。 | 文化市民局 | | |
| 1 | ① | 京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議の推進 | スポーツを通じて地域の絆を深めるため，スポーツ団体間が競技間，世代間のつながりを形成するための議論を行い，協働型事業を実施していく。 | 文化市民局 | | |
| 1 | ① | 体育の振興に係る取組 | 各区体育振興会連合会への補助金等の交付 | 文化市民局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|-----------------------------|--|------------------|----|--|
| 1 | ① | 夜間校庭開放事業運営委員会に対する支援 | 体育振興会を中心に組織された各夜間校庭開放事業運営委員会に対する管理運営の委託等 | 文化市民局 | | |
| 1 | ① | スポーツ推進委員制度 | 学区体育振興会会長の推薦をもとに区長の内申を得て委嘱している。京都市・体育振興会等が主催する各種スポーツ事業における大会運営や地域におけるスポーツ実技指導・普及活動に従事していただいている。 | 文化市民局 | | |
| 1 | ② | 学区の安心安全ネット継続応援事業 | 学区の安心・安全ネットで取り込まれる身近な安心・安全の確保のための活動に対し、事業補助金の交付、防犯用具の貸出、NPOなどによる防犯・交通安全出前講座、学生防犯ボランティアとの合同啓発等の事業で支援している。 | 文化市民局、 区役所・支所 | | |
| 1 | ② | 交通事故防止・交通安全啓発運動 | 各区交通対策協議会等への補助金の交付、物品の支給等を通じ、地域における自主的な交通事故防止・交通安全啓発運動を支援している。 | 文化市民局、 区役所・支所 | | |
| 1 | ② | 世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動 | 市民生活の一層の安心安全の実現とともに、2020年の東京オリンピックパラリンピック等の開催を見据えた観光旅行者等の安心安全の向上を目指し、京都市と京都府警察が協定を締結した「世界一安心・安全おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」に基づき、「誰もが安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、観光できる、やさしさあふれるおもてなしのまちづくり」の取組を進める。 | 文化市民局 | 新規 | |
| 1 | ② | くらしのみはりたい | 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、平成19年度から、身近な地域において、日常生活の中での「目配り」や「気配り」による高齢者等の見守りや、消費生活総合センターへの相談を奨励する市民ボランティアを募集している。 | 文化市民局 | | |
| 2 | ① | 地域活動や市民活動団体の担い手の育成 | 地縁団体（自治会・町内会など）や市民活動団体（NPOなど）の若手などの人材を育成するため、各種講座などを実施するとともに、地縁団体と市民活動団体との連携を促進することで、今後の地域活動や市民活動団体の新たな担い手の育成、次世代への円滑な引き継ぎを支援する。 | 文化市民局 | | |

| | | | | | | |
|---|--------|----------------------------|---|------------------|--|--|
| 2 | ① | 地域活動ハンドブックの作成 | 自治会・町内会等の運営の更なる透明性・公平性の確保のための標準的な手続や、より活発な活動を目指す際の参考となる事例等を掲げたハンドブックを作成、配布する。 | 文化市民局 | | |
| 2 | ① | 地域へ新たに転入される方への情報提供等 | 新たに転入される方や自治会・町内会の未加入者などが、地域活動に参加・協力するきっかけとなるよう、地域コミュニティの大切さを語りかけるリーフレットを作成して、区役所・支所の窓口などで配布するほか、住宅関連事業者を通じ、入居予定者へ地域活動の状況等を伝える。 | 文化市民局、 区役所・支所 | | |
| 2 | ① | 地域コミュニティの活性化に功績があった事業者の顕彰 | 店舗や事業所の一部を地域活動のために開放する、共同住宅の居住者と周辺の居住者との交流に積極的に協力するなど、地域コミュニティの活性化に貢献していただいた事業者を顕彰する。 | 文化市民局 | | |
| 2 | ① ③ | 児童館を活用した地域コミュニティ活性化連携事業 | 児童館において、自治会活動や世代間交流事業を実施するなど、地域自治組織・関係団体・地域住民を繋ぎ、結びつける「橋渡し」の役割を児童館が担うことで、これまで地域自治活動に参加する機会の乏しかった市民にも、地域コミュニティに参加できるよう取り組むもの。 | 文化市民局、 保健福祉局 | | |
| 2 | ② | 京・くらしのサポーター | 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、地域での啓発活動の核となる人材を養成し、本市と協働で地域に密着した消費生活に関する啓発活動を推進している。 | 文化市民局 | | |
| 3 | ① | 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の創設 | 地域活動にかかわるホームページ等情報発信機能の整備、マンション住民への地域活動参加を促す取組等、地域コミュニティの活性化に向けた市民による自主的な取組に対し、必要な経費の一部を助成する。 | 文化市民局、 区役所・支所 | | |

| | | | | | | |
|---|---|-------------------------------|--|------------------|--|--|
| 3 | ① | 自治会・町内会等の情報発信の支援 | 自治会・町内会等の活動の様子、地域の歴史や自慢などを、より多くの地域住民に知ってもらうための、自治会・町内会等によるニュースの発行やホームページの作成、※ツイッターやフェイスブック等を活用した情報発信を支援する。 ※ツイッター、フェイスブック：パソコンなどから、情報通信ネットワークを通じて近況などを投稿、閲覧することによって人と人との交流を図ることを目的とするサービス | 文化市民局、 区役所・支所 | | |
| 3 | ① | 自主的なまちづくり活動の支援、機運醸成 | 自治会・町内会等によるまちづくりの取組に対し、必要に応じ、活動に対する助言等を行う、まちづくりの専門家「まちづくりアドバイザー」を派遣する。 | 文化市民局、 区役所・支所 | | |
| 3 | ① | 「たばこマナー向上活動団体」制度等のマナー啓発の推進 | 平成24年度から行っている市民や事業者等による喫煙マナーの向上を図るための自主的な活動を支援する「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施を踏まえ、平成26年から本格実施を行う。さらに、この制度を活用し、路上でのマナー（違法駐車、自転車マナー、「歩きスマホ」など）の啓発への支援も併せて行うことにより、団体の実情に応じた効果的な啓発活動を可能とする。 | 文化市民局 | | |
| 3 | ② | シンポジウムの開催 | 地域コミュニティの活性化に結びついた取組事例などを、広く共有し、今後の取組に活かしていただけるよう、成功事例などを紹介するシンポジウムを開催する。 | 文化市民局 | | |
| 4 | ② | 地域コミュニティサポートセンターの運営 | 総合的な相談窓口「地域コミュニティサポートセンター」において、市民活動総合センターや景観・まちづくりセンター、まちづくりアドバイザー等と連携し、地域コミュニティ活性化に関する区役所・支所での相談対応等を支援し、助言、調整等を行う。 | 文化市民局 | | |
| 4 | ② | 自治会・町内会&NPO おうえんポータルサイトの開設 | 市民による自主的なまちづくり等を支援するため、自治会・町内会等に関する情報やNPO法人に関する情報をデータベース化し、一元的に発信するポータルサイトを開設する。 | 文化市民局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|-------|----|--|
| 4 | ② | 京都マラソン | 京都マラソンの開催に当たり、沿道盛り上げやボランティアの参加等、地域に協力を求めている。 | 文化市民局 | 充実 | 京都マラソンがより安心・安全で、市民の皆様に愛される「京都の財産」として末永く開催できるように、平成27年2月15日（日）に実施した「京都マラソン2015」の検証を踏まえて各種対策を行う。 |
| 5 | ① | 青少年活動センターにおける地域社会への参加の促進 | 青少年が、クリスマスイブにサンタに扮して、家庭や、地域の福祉施設を訪問する「サンタクロースプロジェクト」や、地域の清掃活動や、お祭りにボランティアとして参加する「地域イベントボランティア」など、青少年が地域に入りやすい環境づくりや機会を提供している。 | 文化市民局 | | |
| 5 | ② | 自治会・町内会等とNPO等のマッチングの支援 | 市民活動団体の運営や活動を支援している市民活動総合センターにおいて、自治会・町内会等が行う地域活動と、NPO等が行う活動が相乗効果をもたらすよう、必要に応じ、両者のマッチングを支援していく。 | 文化市民局 | | |
| 5 | ② | ※認定NPO法人への移行に向けた支援 ※NPO法人のうち、運営組織や事業活動が適正であり、公益の増進に資するとして、所轄庁の認定を受けたもの。寄付金控除などの税制上の優遇措置を受けることができる。 | 税制上の優遇が受けられる「認定NPO法人」への移行を支援するため、講座の開設、個別相談などを実施する。 | 文化市民局 | | |
| 5 | ② | 地域団体とNPO法人の連携促進事業 | 「地域団体とNPO法人との連携」をテーマに、寄附という形で地域社会から支援を得て実施する事業について、市民からの寄附と同額を補助するマッチングファンド方式による助成を行う。 | 文化市民局 | | |

| | | | | | | |
|-------------|-------------|-----------------------------|---|-----------------|--|--|
| 2 | ① | 京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業 | <p>これまでのソーシャルビジネス支援の成果を踏まえ、次なるステージとして、ビジネスの立ち上げを本格的に支援するため、「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」を推進する。</p> <p>本構想は、市民、企業、NPO、大学などの多種多様な組織や個人が、社会的課題の解決に挑戦することで、過度の効率性や競争原理とは異なる価値観を、日本はもとより、世界にも広めていこうとするものである。</p> <p>平成27年度は、企業の成長と発展を促す企業認定制度や、企業のステージに合わせた多種多様な経営支援、企業の取組を中長期的な観点から支援するキュレーターの育成などに取り組む。</p> | 産業観光局 | | |
| 1 3 4 | ① ① ② | 地域コミュニティの活性化に寄与する商店街づくりの推進 | 商店街等が行う、公共的な共同施設の設置や改修、地域の魅力を高めるために市民活動団体等と連携して実施する事業に対する補助を行う。 | 産業観光局 | | |
| 5 | ① | 地域と事業者とのマッチングによる地域連携観光の推進 | 地域の多様な団体と観光事業者をマッチングさせ、地域の隠れた観光資源を発掘し、観光商品化をめざす | 産業観光局 | | |
| 1 | ① | 高齢者の居場所づくり支援事業 | 空家や商店街の空店舗等、地域の身近なスペースを活用し、「高齢者の居場所」の運営に取り組む地域住民等に対し、その開設や運営に係る経費の一部を助成し、閉じこもり等のリスクの高い高齢者が気軽に集える身近な地域の居場所づくりを支援する。 | 保健福祉局 | | |
| 1 | ① | 市民活動センターなどの利用促進（再掲） | 身近な活動拠点として、だれでもが気軽に利用できる市民活動総合センター、いきいき市民活動センター、青少年活動センター、福祉ボランティアセンターなどの利用促進に努める。 | 文化市民局、 保健福祉局 | | |
| 1 | ① | 世代間交流事業（いきいきお年寄りのネットワークづくり） | 高齢者が培った知識や経験を活かし、地域の中で児童など多様な世代と交流を深めることで、高齢者の生きがいづくりや地域コミュニティの活性化を図る。老人福祉センター及び老人いこいの家で実施。（例：児童への将棋等の指導） | 保健福祉局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|----------------------------|---|-------|----|--|
| 1 | ① | 老人クラブ補助等事業 | 老人クラブ及び市・区老人クラブ連合会に対して、その活動費の一部を助成することにより、同クラブ及び同連合会が実施する生きがいと健康づくりのための各種活動等を支援する。 | 保健福祉局 | | |
| 1 | ① | 老人クラブハウス助成事業 | サークル活動、集会等を行う老人クラブハウスに対して、補助金を支出する（年間 40,000～80,000 円／クラブ）。 | 保健福祉局 | | |
| 1 | ① | 高齢者仲間づくり支援事業 | 高齢者の各種サークル等の活動情報について収集し、提供することにより、高齢者の仲間づくりや社会参加の促進を支援する。 | 保健福祉局 | | |
| 1 | ① | 知恵シルバーセンター事業 | 様々な知恵や経験、技能等を有する高齢者活動団体の情報を登録し、インターネットを通じて広く発信するとともに、それら的高齢者活動団体が活動を行う場の紹介、斡旋を行う。 | 保健福祉局 | | |
| 1 | ② | 一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業 | 高齢者福祉に関心のある方に、高齢者への目配りを中心としたボランティア活動を担う「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」として登録していただき、地域包括支援センター（愛称「高齢サポート」）と連携しながら、ひとり暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境を整える。 | 保健福祉局 | | |
| 1 | ② | 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業 | 認知症の人や家族を地域ぐるみで支援するとともに尊厳ある暮らしをまもる「認知症あんしんサポーター」及び「認知症あんしんサポーター」養成講座の講師となる「認知症あんしんサポートリーダー」を養成する。 また、診療所等のかかりつけ医を対象とした認知症診断の基本的な技術・知識の習得を目的とする「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施する。 さらに、認知症の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他支援を行う「認知症サポート医」を養成するとともに、「認知症サポート医フォローアップ研修」を実施する。 | 保健福祉局 | 充実 | 第 6 期京都市民長寿すこやかプラン最終年度となる平成 29 年度に向けて、認知症サポート医を高年齢サポート数（61 箇所）と同数の人数となるよう養成数を増加する。 |
| 1 | ② | 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業 | 高齢又は障害のある外国籍市民に対して訪問相談等を行い、サービスの利用支援等を行う団体に対して助成し、これらの外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。 | 保健福祉局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|-----------------------------------|--|-------|----|--|
| 1 | ② | <p>～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業</p> | <p>地域の医療機関と連携し、専門的な認知症医療の関わりが必要なモデル事業の実施により、「認知症対策」をキーワードに地域での医療と介護の連携の一層の推進を図る。</p> <p>また、認知症の状態に応じた適切な医療と介護サービス提供の流れをわかりやすく示した「気づいて・つながる認知症ガイドブック～京都市版認知症ケアパス～」の普及・活用に取り組み、地域ぐるみで認知症の人やその家族を支える取組を推進する。</p> <p>さらに、認知症徘徊対応支援対策や若年性認知症対策についても具体的な取組を検討する。</p> | 保健福祉局 | 充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の状態に応じた適切な医療と介護サービスの流れが誰でもわかる「京都市版認知症ケアパス」について、医療・介護・福祉関係者等を対象に地域での活用や普及に向けた研修を行う。 ・ 認知症高齢者徘徊対応支援対策のため、事前の備えや万一行方不明となった場合の対応などについてまとめた「徘徊対応ガイドブック（仮称）」の作成や「徘徊対応市民フォーラム（仮題）」の開催などにより徘徊に対する市民理解や啓発を図る。 ・ 介護関係者と障害保健福祉関係者が障害施策と高齢施策で相互に利用できる制度やサービス等について学べる相互研修を検討・実施する。 |
| 1 | ② | <p>地域における見守り活動促進事業</p> | <p>関係機関の訪問活動等により同意を得た要支援者及び一人暮らし高齢者について「見守り活動対象者名簿」を作成し、地域福祉組織等に情報提供することで平常時から要支援者等の情報を関係機関や地域福祉組織等と共有し、日常的な見守り体制を充実させ、もって災害時の支援につなげていく。</p> | 保健福祉局 | | |

| | | | | | | |
|---|--------|---------------------------------|---|------------------|----|--------------------------------------|
| 1 | ② | 不良な生活環境を解消するための支援及び措置事業 | ごみ等を溜め込んで処理することができない状況となっている、いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、26年11月に制定した「不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」に沿って、「人」への支援を基本としつつ、ごみの撤去等の「措置」を適切に組み合わせ、自治会をはじめとした地域の方々の取組と、行政の取組をしっかりと連動させ、市民が相互に支え合う地域社会の実現を目指していく。 | 保健福祉局、 区役所・支所 | 充実 | 不良な生活環境に対する対応を更に進めるため、一斉清掃等に要する経費を計上 |
| 2 | ② | 地域福祉推進指針事業 | 「京（みやこ）・地域福祉推進指針2014」に基づき、これまで培われた地域の福祉力を礎として、困難を抱える人々を包み支え合うという考えや想いを形にし、次代に引き継いでいき「優しさがあふれるまちづくり」が広がっていくことを目指す。 | 保健福祉局 | | |
| 2 | ② | 「 ^{ミヤコ} 京・地域福祉推進指針」の改定 | 近年の様々な福祉課題、状況変化に的確に対応するため、現行指針（平成21年3月策定）を再点検したうえで、推進項目等の見直しと充実を図ることにより地域福祉の更なる推進につなげる。 | 保健福祉局 | | |
| 2 | ① ③ | 児童館を活用した地域コミュニティ活性化連携事業（再掲） | 児童館において、自治会活動や世代間交流事業を実施するなど、地域自治組織・関係団体・地域住民を繋ぎ、結びつける「橋渡し」の役割を児童館が担うことで、これまで地域自治活動に参加する機会の乏しかった市民にも、地域コミュニティに参加できるよう取り組むもの。 | 文化市民局、 保健福祉局 | | |
| 2 | ② | 母親クラブへの支援 | 児童館において、地域の「母親クラブ」を対象に、活動場所の提供をはじめとする協力・支援を行っている。 | 保健福祉局 | | |
| 2 | ② | 子育てサロン等運営アドバイザー派遣事業補助 | 子育てサロン等へアドバイザーを派遣し、取組実績を市内で活動する子育てサロン等へ幅広く周知する事業に対して補助を行う。 | 保健福祉局 | | |
| 2 | ② | ～地域で支える～すくすく子育て応援事業 | 子ども支援センター等との連携のもと、赤ちゃんが誕生した家庭に、地域の子育て応援者が訪問し、情報提供や子育て相談、地域の子育てサロン等への参加を促すなど、地域で子育てを応援する関係をつくる。 | 保健福祉局 | 充実 | 本事業の実施区域を全区役所・支所に拡大し、子育て支援の一層の充実を図る。 |

| | | | | | | |
|--------|--------|---------------------------|--|-----------------|----|------------------------------------|
| 2 | ② | 地域健康づくりグループ育成事業 | 健康づくりに関する知識や技術の普及啓発を実践できるボランティア(健康づくりサポーター)の養成及び支援を行う。 | 保健福祉局 | | |
| 2 | ② | 高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座 | 運動プログラム「京からはじめるいきいき筋力トレーニング」「京ロコステップ+10」や介護予防に関する知識を地域で普及推進するボランティアの養成及び支援を行う。 | 保健福祉局 | | |
| 2 | ② | 食育指導員養成事業 | 保健センター、小学校、保育所(園)等地域において、料理教室等の体験活動や食を通じた健康づくり教室等の普及啓発活動を行うボランティアの養成及び活動支援を行う。 | 保健福祉局 | | |
| 2 | ③ | 京都市ファミリーサポート事業 | 育児の援助を受けたい人と援助をしたい人とが会員となって地域で子育てを助け合う。 | 保健福祉局 | | |
| 2 | ③ | 「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践推進 | 子どもを健やかで心豊かに育む社会をめざす「子どもを共に育む京都市民憲章(愛称:京をはぐみ憲章)」の理念が市民生活の隅々まで浸透し、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がっていくよう、市民ぐるみ・地域ぐるみで取組を展開する。 | 保健福祉局、 教育委員会 | | |
| 3 | ① | ミヤコ 京・地域福祉パイロット事業 | 多様化する福祉ニーズに対応するため、地域福祉に関する住民主体の先進的な事業について助成を実施する。 | 保健福祉局 | | |
| 4 5 | ② ① | 薬物乱用防止啓発事業 | 自治会や町内会等が、薬物乱用防止に関する講演会や勉強会、街頭での啓発活動を行う際、本市職員(薬事監視員)の講師派遣及びポスター、チラシ等の啓発資材の提供。 | 保健福祉局 | | |
| 1 | ① | 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 | クルマを重視したまちとくらしから「歩くこと」を中心とするまちとくらしへの転換を促進するとともに、安心・安全で快適な歩行空間を確保することで、まちを歩き交う人たちの活気があふれる、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を推進する。 | 都市計画局 | | |
| 1 | ③ | 歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進 | 「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」に基づき、京都らしさをいかしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちの実現に向けて、地域と行政の連携のもと、密集市街地や細街路の安全性向上等を目的とした防災まちづくりに取り組む。 | 都市計画局 | 充実 | ・防災まちづくりに取り組む地区の拡大・補助事業のメニューを充実する。 |

| | | | | | | |
|---|---|-------------------------|---|-------|--|--|
| 3 | ① | まちづくり活動相談 | (公財)京都市景観・まちづくりセンター職員が、これから自主的なまちづくり活動に取り組もうとしている地域や、過去に専門家派遣や活動助成を実施した実績がある等、既に継続的なまちづくり活動等を行っている地域に対して、様々なアドバイスや各種情報提供等を実施する。 | 都市計画局 | | |
| 3 | ① | まちづくり専門家派遣 | 景観・まちづくり活動に取り組む地域に、相談内容に応じてまちづくり専門家を派遣し、地域の将来ビジョンづくり、ビジョンを踏まえたルールづくり、都市計画手法を活用した課題解決(地区計画、景観協定、建築協定等)等の支援を実施する。 | 都市計画局 | | |
| 3 | ① | まちづくりに係る調査・企画・支援事業 | まちづくり・市街地整備に係る情報収集、調査・企画、連絡・調整を行う。また、地域住民、事業者及びまちづくりの活動団体等が取り組むまちづくりに関して、相談、情報提供及び支援を行う。 | 都市計画局 | | |
| 3 | ① | 景観形成推進事業 | 景観形成に向けた市民などの参加促進、景観形成に関する活動を支える人材の育成に取り組むことによって、景観づくりを推進していく。 | 都市計画局 | | |
| 3 | ① | 地域景観づくり協議会 | 地域の景観を保全・創出する目的で組織され、活動計画や地域景観の将来像や景観づくりの方針などを定めている場合、地域景観づくり協議会として認定し、当該地域での建築等を行う事業者は、当該協議会と事前に意見交換を行い、より良い景観づくりを推進する。 | 都市計画局 | | |
| 3 | ① | 市民共汗サポーターによる違反広告物簡易除却事業 | 市長が持つ違反貼り紙等の除却の法的権限を市民に委嘱し、市民自らの手で違反広告物を除却できるようにすることにより、京都市と市民が協働して街中から違反広告物を無くすための活動を行い、歴史都市京都の景観を保全していく。 | 都市計画局 | | |
| 3 | ① | 三山森林景観保全・再生ガイドラインの推進 | 「三山森林景観保全・再生ガイドライン」を市民や事業者などに広く周知することにより、森林景観づくりの動機付けを図るとともに、50年後、100年後を見据えた三山の目標とする森林像への整備誘導や市民、事業者との共汗による森林景観づくりに役立てる。 | 都市計画局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|--------------------------------|---|-------|--|--|
| 3 | ① | まちづくり活動助成 | 地区計画や建築協定などの法制度等 を活用し、景観・まちづくりに継続的 に取り組む地域に対して、運営活動費 の2分の1又は50万円のいずれか低 い額を助成する。 | 都市計画局 | | |
| 3 | ① | 景観・まちづくり大学 | 京都の景観・まちづくりについて、 様々な角度から学び、考え、実践へと つなげていくことのできる人材の育 成を目指し、様々なテーマでセミナー を開催する。 | 都市計画局 | | |
| 3 | ① | 地域と連携した京都 ならではの空き家活 用の推進 | 地域と不動産事業者等の専門家が連 携して、空き家の掘り起こしや地域の 魅力、すまい方の発信により、空き家 の流通と地域の活性化を促進する。ま た、平成26年4月施行の「京都市空 き家の活用、適正管理等に関する条 例」に基づき、空き家の活用をはじめ、 予防や適正管理等の空き家対策を総 合的に推進する。 | 都市計画局 | | |
| 3 | ① | 景観・まちづくりシン ポジウム | 景観・まちづくりに関する情報の提供 や普及・啓発を目的に、地域まちづく りの推進や京町家の保全・再生の促 進、市民・企業・行政のパートナーシ ップのまちづくりなどをテーマとし たシンポジウムを開催する。 | 都市計画局 | | |
| 3 | ① | 京町家ネットワーク 推進事業 | 市民活動団体、京町家所有者・居住者、 不動産事業者、大工・工務店、建築士 等の専門家、大学や企業等多くの関係 者と連携して、京町家の保全・再生に 関わる知識や知恵の共有を図るとと もに、それぞれの主体的な取組を活性 化させていくネットワークを形成す ることにより、京町家居住者のコミュ ニティを活性化し、京町家保全・再生 の促進につなげる。 | 都市計画局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|------------------------------|---|-------|----|---|
| 4 | ① | 団地内外との交流やコミュニティの活性化に資する機能の充実 | <p>市営住宅の土地・建物を地域のまちづくり資産として位置付け、敷地、空き住戸又は集会所等の既存施設を活用し、地域の様々な活動拠点を導入することにより、地域コミュニティの活性化を図っていく。</p> <p>なお、市営住宅ストック総合活用計画（住宅マスタープランの下位計画）に基づく団地再生検討団地については、団地再生計画を策定する中で、コミュニティの活性化について検討を行っていく。</p> | 都市計画局 | 充実 | <p>【空き住戸，集会所等の既存施設の活用】</p> <p>平成27年4月から新たに、醍醐中山市営住宅の住戸を京都橋大学が借上げ、そこに学生が居住するとともに、大学が「地域連携センター」の分室を設置し、住民との協働により団地の活性化に寄与する取組を開始する。</p> <p>【団地再生】</p> <p>楽只・鷹峯市営住宅団地再生事業については、立地条件を生かし、広域的な視野で地域力を高めるまちづくりを行っていく。</p> <p>このため、当該団地の土地利用計画の策定を行うとともに、市営住宅の空き店舗を活用した賑わいづくり、地域コミュニティの活性化につながる取組を地域、大学等と連携して継続する。</p> |
| 1 | ① | 身近な集いの場としての公園の更なる活用促進 | 地域コミュニティの身近な集いの場である公園の整備，再整備に当たっては，住民参加の下，より地域ニーズにあった公園づくりを行うなど，更なる活用促進を図る。 | 建設局 | | |
| 1 | ① | 京都市公園愛護協会の支援 | 公園の地元で結成された，公園の除草や清掃活動を行うボランティア組織に対する報償金の交付や清掃用具の支給 | 建設局 | | |
| 1 | ③ | 小金塚地域の安心・安全なまちづくりの推進 | 「小金塚地域の安心・安全のまちづくり」推進のため，地域内の私道を市道へ移管する際，「京都市道路用地分筆測量費助成要綱」に基づき，分筆測量経費を助成する。 | 建設局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|------------------------------|---|----------------|----|------------------------------|
| 4 | ② | 京都市街路樹サポーター制度の実施 | 市民との共汗の下、落ち葉清掃、除草、水やりなど街路樹に関する取組を登録した市民に行っていただく制度 | 建設局 | | |
| 1 | ① | 区民ふれあいまつり | 区民と区役所の協働・共汗の取組として、地域の各種団体等が中心となり、区民が気軽に参加し、ふれあえる場として、ふれあいまつりを開催している。 | 区役所・支所 | | |
| 1 | ③ | 共汗による地域におけるまちづくりや防災機能の強化 | 区役所・支所におけるまちづくり支援機能を強化するとともに専任の防災担当職員を配置し、消防署との連携の下、自治会・町内会、NPO・ボランティアの方々、消防団・自主防災組織との共汗により、地域におけるまちづくりや防災機能の強化を推進する。 | 区役所・支所、 消防局 | | |
| 1 | ③ | 各区総合防災訓練 | 区役所及び区内防災関係機関が、自主防災組織や地域住民と一体となって各種訓練を実施し、災害時における防災関係機関及び住民相互の協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図る。 | 区役所・支所 | 充実 | 各区で実施していく。 |
| 4 | ② | 区民提案型支援事業 | 各区基本計画に掲げる区のビジョンの実現に向けて、区民が自発的、自主的に企画、運営する事業を募集し、審査会の審査を経て採択し、経費の一部を補助する。 | 区役所・支所 | | |
| 4 | ② | 区民まちづくり会議の設置 | 自治会組織、学識経験者、事業者、NPO法人等の参加の下、各区の独自性を活かした区民まちづくり会議を設置し、各区基本計画の実現や地域課題の解決に取り組む。 | 区役所・支所 | | |
| 1 | ③ | 共汗による地域におけるまちづくりや防災機能の強化（再掲） | 区役所・支所におけるまちづくり支援機能を強化するとともに専任の防災担当職員を配置し、消防署との連携の下、自治会・町内会、NPO・ボランティアの方々、消防団・自主防災組織との共汗により、地域におけるまちづくりや防災機能の強化を推進する。 | 区役所・支所、 消防局 | | |
| 1 | ③ | 身近な地域の市民防災行動計画づくり | 地域防災の中心として活動している自主防災組織において、顔見知りの町内単位で構成されている自主防災部ごとに、自分たちの町の防災について考え、話し合い、住民自らによる町内版の防災計画を作成し、随時、見直しを行うことで地域の災害対応力の向上を図る。 | 消防局 | 充実 | 学区単位の防災計画となる防災行動マニュアルの策定を推進。 |

| | | | | | | |
|---|---|-------------------------|--|-------|----|---|
| 1 | ③ | 京都学生消防サポーター制度 | 「学生のまち・京都」の特性を生かし、大学・短期大学の学生等に防火防災の知識、技能についての各種研修等を実施し、「京都学生消防サポーター」として活動いただくことで、防火防災の普及啓発、地域の災害対応力の強化を図る。 | 消防局 | 充実 | 学生サポーターに対し、地域活動への参加を促すなど、自発的活動を展開するための支援を充実させる。 |
| 1 | ③ | 自主防災組織活動助成金 | 自主防災組織活動経費の一部に対し、年間50,000円を上限に助成金を交付する。 | 消防局 | 充実 | 助成金を活用して、地域事情に応じた取組を実施し、地域防災力の向上を図っていただく。 |
| 1 | ① | ふれあいまつりへのブース出展 | 各区で開催される区民ふれあいまつりへのブースの出展を行い、上下水道事業をPRするとともに、区民が気軽に上下水道事業にふれあえる場を提供する。 | 上下水道局 | | |
| 1 | ② | 「こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール」 | 地域や子どもたちの安心・安全に貢献することを目的として、水道メーターの検針時及び井水認定時に職員が「こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール中」の腕章を身に付けて業務を行っている。 | 上下水道局 | | |
| 1 | ② | 「京（みやこ）の見守り 水のおたより」 | 高齢者世帯の水道使用状況の変化を離れて暮らすご親族に把握していただき、生活状況等の確認をしていただくことを目的として、ご希望により、2箇月ごとの「お知らせ票」の内容を「京（みやこ）の見守り 水のおたより」として送付している。 | 上下水道局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|-----------------------------------|--|-------|----|---|
| 1 | ③ | 災害用備蓄飲料水「京の水道 疏水物語」の普及啓発 | 災害用備蓄飲料水「京の水道 疏水物語」は、災害時に備えた家庭や地域での飲料水の備蓄、災害用備蓄飲料水の啓発及び安価で環境にやさしく、安全・安心でおいしい世界最高水準の京都市の水道水のPRを目的に製造し、普及啓発を行っている。 | 上下水道局 | 充実 | 今後は、啓発チラシに、水に関する意識調査の結果、1人1日3リットルの飲料水を3日以上備蓄すること、及び、疏水物語を利用した備蓄を促進する内容を盛り込み、区役所・支所のふれあい事業をはじめ、各局のイベントなどで配布する。また、総合防災訓練などにおける疏水物語の活用を増やし、これまで以上に市民の皆様に災害時に備えた飲料水の備蓄を促すPRを行う。 |
| 1 | ③ | 下水道事業 PR ポスター | 下水道の重要性を啓発するとともに防災意識の向上を図る。 | 上下水道局 | | |
| 1 | ③ | 上下水道モニター | 市民から上下水道事業に関する意見や提案をおうかがいし、今後の事業運営やサービス向上に活かしている。また、普段は目にすることのできない水道・下水道施設を見学いただき、上下水道事業の役割について理解を深めていただくとともに、これに付随して水道水の備蓄など防災に対する意識を高めていただく。 | 上下水道局 | | |
| 1 | ③ | パンフレット「京の上下水道」 | 水道、下水道の仕組み、役割などを分かりやすく紹介するとともに、災害時の対策として、水道水の家庭での備蓄方法を紹介し、水道水備蓄の普及啓発を行うなど家庭や地域における防災への意識高揚を図っている。 | 上下水道局 | | |
| 1 | ③ | 「京都+WATER～水から（自ら）進める防災～」リーフレットの発行 | 9月1日の防災の日を中心に、前後2箇月の間で、水道メーター検針時に給水契約を結んでいる全戸へ本リーフレットの配布を行い、災害への備えとして、飲料水を蓄えていただくことの啓発を行った。 | 上下水道局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|-------|----|--|
| 1 | ③ | 上下水道局公式ツイッター「すみとくんのつぶやき」、上下水道局マスコットキャラクター澄都くんのフェイスブック | 市民の皆様に親しみやすい情報発信ツールとしてツイッターとフェイスブックを利用し、上下水道事業や各種イベント等の情報を発信している。その中で、災害時の対策として、水道水の家庭での備蓄を推奨し、水道水備蓄の必要性について普及啓発を行っている。 | 上下水道局 | | |
| 1 | ③ | 小学生向け上下水道広報用資料（DVD、ビデオ）の貸出 | 子ども向けに水道・下水道施設の仕組み、役割などを分かりやすく紹介することを通じて、家族や地域における防災意識の高揚を図っている。 | 上下水道局 | | |
| 1 | ③ | 子ども向けホームページ「ようこそ！京都市上下水道局キッズページへ」 | 子ども向けに水道・下水道施設の仕組み、役割などを分かりやすく紹介することを通じて、家族や地域における防災意識の高揚を図っている。 | 上下水道局 | | |
| 1 | ③ | パンフレット「澄都くとひかりちゃんの京の水道・下水道大発見！」 | 子ども向けに水道・下水道施設の仕組み、役割などを分かりやすく紹介することを通じて、家族や地域における防災意識の高揚を図っている。 | 上下水道局 | | |
| 2 | ③ | 蹴上浄水場一般公開 | 普段入ることができない水道施設を公開し、つつじの花やイベントを楽しんでいただくとともに水道事業への理解を深めていただくことを目的に開催。 | 上下水道局 | 充実 | 水道水のおいしさ とクオリティの高さを伝える「京（みやこ）の水カフェ」を会場内で開催する。 |
| 2 | ③ | 浄水場施設見学会 | 水道施設の見学会等を開催し、普段意識されにくい水道事業について、理解を深めていただく。また、市内の小学校等からの依頼に応じ、社会見学の場として、施設の見学会を実施している。 | 上下水道局 | | |
| 2 | ③ | 鳥羽水環境保全センター一般公開 | 普段入ることができない下水道施設を公開し、藤の花やイベントを楽しんでいただくとともに下水道事業への理解を深めていただくことを目的に開催。 | 上下水道局 | 充実 | 水道水のおいしさ とクオリティの高さを伝える「京（みやこ）の水カフェ」を会場内で開催する。 |
| 2 | ③ | 下水道施設見学の受入れ | 普段意識されにくい下水道事業の理解を深めていただくとともに、市内の小学校等からの依頼に応じ、社会見学の場として、申込みがあった場合に施設の見学を実施している。 | 上下水道局 | | |
| 3 | ② | 打ち水大作戦 | 近隣協力事業者とともに、下水の高度処理水及び雨水貯留タンクに溜まった雨水で打ち水を実施し、地域で節電対策に取り組んでいく。 | 上下水道局 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---------------------------------------|--|-------|----|--------------------|
| 4 | ① | 「水道週間」街頭キャンペーン | 市内中心部の商店街において、街頭キャンペーンを実施する。局職員（マスクキャラクターの着ぐるみを含む）20名程度で啓発品の配布等を実施する。水道事業の啓発とともに商店街の活性化を図る。 | 上下水道局 | | |
| 4 | ① | おいしい!大好き!京(みやこ)の水キャンペーン | 市内中心部において、「京(みやこ)の水カフェ」を開店するとともに、市内各地で「利き水」ブースの展覧を行う。水道水のおいしさを実感していただくとともに地域の活性化を図る。 | 上下水道局 | | |
| 4 | ① | 臨時相談窓口の設置 | 区役所・支所の日曜臨時開所に合わせ、「営業所臨時相談窓口」を設置し、上下水道に関する受付業務を行う。 | 上下水道局 | 新規 | |
| 5 | ① | 鳥羽・蹴上一般公開における「みどり会」との連携 | 「みどり会(緑の普及活動に取り組む造園業者の団体)」と連携し、緑化啓発のため、来場者へ花の苗ポットを配布。 | 上下水道局 | 充実 | 植物に関する相談コーナーを開設する。 |
| 5 | ① | 「哲学の道」散策路及び桜並木植栽基盤整備 | 疏水分線「哲学の道」を保全するため、地域の団体の意向を反映しながら、散策路や桜等の樹木の整備を行う。 | 上下水道局 | | |
| 1 | ① | 学校・地域が協働して進める新たな学びの場の創出「学校ふれあい手づくり事業」 | 学校と保護者・地域住民が協力しながら、小・中・総合支援学校・幼稚園内に開かれた学校づくりを推進する環境を手づくりで製作・整備する取組を支援し、その企画や製作作業、利用などを通して学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、身近な学びの場を創出・充実させ、学校を拠点とした地域コミュニティの発展を図る。 | 教育委員会 | | |
| 1 | ① | 総合支援学校サテライト施設等における地域貢献活動 | 総合支援学校のサテライト施設等において、生徒と地域の方々とが交流することにより、地域に根差した実習活動を積極的に実施している。・周辺施設の清掃・喫茶室での接客実習(施設内に設置)・高齢者体操教室の運営(包括支援センター等との共催)等に取組んでいる。 | 教育委員会 | | |
| 1 | ① | 京都市立学校体育施設開放事業 | 『児童の安全な遊び場の確保』と『校区民のスポーツ活動の推進』を目的に各校で『体育施設開放事業運営委員会』を設置し、自主的に行っている。 | 教育委員会 | | |

| | | | | | | |
|---|---|----------------------------|--|-------|--|--|
| 1 | ① | 学校コミュニティプラザ事業 | 中学校区を一つの生涯学習ゾーンとして、そのゾーン内の小・中学校に校舎の全面改築時などの機会を利用して多様な生涯学習のための施設を整備し、ゾーン内の住民に身近な生涯学習の場として開放する。現在、市内13ゾーン、小学校45校、中学校18校、計63校で実施。 | 教育委員会 | | |
| 1 | ① | 学校ふれあいサロン事業 | 学校の余裕教室等を生涯学習に利用できる施設「ふれあいサロン」に改修・整備し、学区内の子どもからお年寄りまであらゆる世代の市民が集い、学びあえる身近な生涯学習の場として広く開放する。現在120校で実施。(H26.10.31時点) | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 放課後まなび教室 | 学校施設を活用し、地域や保護者、学生等の参画を得ながら、放課後の子どもたちに、学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を提供する。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 市民共汗サポーターの活躍 | 本市の取組である「市民共汗サポーター」である各種ボランティア(学校支援ボランティア、学校安全ボランティア、地域教育サポーター等)として、地域の方が学校教育活動等への支援を行っている。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | コミュニティ・スクールの推進(学校運営協議会の設置) | 全国に先駆けて、「番組」と呼ばれる自治組織ごとに住民自らの手による学校づくりを進めてきた京都の歴史と伝統を受け継ぎ、「地域の子どもは地域で育てる」という理念のもと、地域や保護者の方等に学校運営に参画いただく地域と一体となった学校づくりを推進。地域、家庭、学校が協働し、地域の絆を深め、将来の地域の担い手となる子どもたちを共に育てる。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 学校評価 | 保護者、地域の方による評価、児童生徒による評価や教職員の評価等に基づく自己評価及び学校運営協議会や学校評議員の会による学校関係者評価を通じた分析を行い、課題の改善策に取り組んでいく。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 土曜学習 | 家庭学習や自学自習の習慣づけ、基礎基本の定着及び体験活動の充実を図るため、学校運営協議会や保護者・地域・学生等のボランティアとの連携のもと、土曜・日曜・祝日等の学校休業日に学習活動・体験活動を行う。 | 教育委員会 | | |

| | | | | | | |
|---|---|-----------------------------------|---|-------|--|--|
| 2 | ③ | 各学校での家庭、地域と連携した行事の開催 | 市立京都堀川音楽高校と城巽学区の地域住民が共催で音楽フェスティバルを開催するなど、各学校での家庭、地域と連携した行事を開催している。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 『まち道場』の推進 | 各武道連盟やスポーツ少年団をはじめとする地域の諸団体との協力の下、子どもたちが武道に親しみやすい環境を作り、心身の健全育成を図ると共に伝統文化を学ぶ機会を創出する。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | みやこ子ども土曜塾 | 土・日・祝日や夏休みなどの学校休業日に、市民ボランティアの手により、子どもたちの豊かな学びと育ちの場が創造されることを推進していく取組。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 子どもを共に育む「親支援」プログラム～ほっこり子育てひろば～の実施 | 親自身が「親」としての心構えや必要な知識・技術等を子どもの発育・発達段階に応じて学べるプログラムを活用した講座「ほっこり子育てひろば」を各地域で実施する。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | P T A活動の推進 | 憲法月間街頭啓発パレードや人権尊重街頭啓発活動などで子どもを共に育む京都市民憲章の普及や人権尊重を訴える。また、京都市立の全校種のP T A会員が一堂に集い、会員同士の交流や各校P T Aの一層の充実を図り、親子の絆を深めることを目的に、平成10年度から京都市P T Aフェスティバルを開催。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 人づくり21世紀委員会 | 教育・保育や青少年育成団体はもとより、女性・医療・福祉・文化・スポーツ・経済・マスコミ等の幅広い分野から、子どもの教育や健全育成に様々な形で関わる多くの団体が幹事団体として参画するとともに、13の行政区・地域においてネットワーク実行委員会を組織し「子どもを共に育む京都市民憲章」の具体化に向けた取り組みを推進している。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 地域生徒指導連絡協議会 | 中学校区を単位として、地域・保護者・学校の連携の下、「市民ぐるみ・地域ぐるみ」、「社会総がかり」で次世代を担う心豊かでたくましい子どもたちを育ていくため、安心・安全の確保や問題行動の未然防止の活動はもとより、「子どもを共に育む京都市民憲章」の具体化に向けた取り組みを推進している。 | 教育委員会 | | |

| | | | | | | |
|---|---|---------------------------|--|-----------------|--|--|
| 2 | ③ | おやじの会 | 「わが子の父親から地域のおやじへ」を合言葉に父親が家庭や地域で果たすべき責任・役割を自然な形で自覚できるよう、学校・幼稚園単位での父親によるサークル活動を奨励し、小学校を中心に市内全域で立ち上げ、父親の子育て参加と地域のボランティア活動を展開している。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践推進（再掲） | 子どもを健やかで心豊かに育む社会をめざす「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都是ぐくみ憲章）」の理念が市民生活の隅々まで浸透し、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がっていくよう、市民ぐるみ・地域ぐるみで取組を展開する。 | 保健福祉局、 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業 | 中学生が校区を中心とする地域の事業者の協力を得て、それぞれの興味・関心に応じた多彩な職場体験や勤労体験を実施。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 読み聞かせ講座 | 各図書館で、地域の文庫や学校等と連携し、地域に読み聞かせボランティアを育成することを目的に、講座や交流会を年1回程度実施。 | 教育委員会 | | |
| 2 | ③ | 民泊・民宿事業（長期宿泊・自然体験推進事業） | 京都市立小学校が実施する際に左京区北部の4地区（別所・花脊・広河原・久多）の民家で宿泊し、農林業体験を行うとともに地域住民との交流を深める。また山村都市交流の森（翠峰荘）に宿泊し、林業体験等を通じて地域住民と交流を深める。 | 教育委員会 | | |
| 3 | ① | 地域住民・保護者が主導する学校統合の推進 | 地域の方の手によって学校が創設されたという京都の歴史と伝統、学校が地域活動の拠点としての役割も担っている実情などを踏まえ、地域や保護者の方の意向を反映しながら小規模校問題の解決を目指す、「地元主導」の学校統合を推進する。 | 教育委員会 | | |